



## 活動主旨

運営会議は、正副会長並びに部門長で構成され、本会の運営及び財務に係る施策全般を掌握し、公益目的事業を担う3つの常設部門並びに記念行事部門により企画・実施される諸活動を管理・調整しています。

### ① 社会貢献部門（公益目的事業1）

まちづくり活動や地域景観形成活動、建築物の災害対策、建築に関する情報発信や建築相談等を実施することにより、地域社会への貢献を図る事業。

### ② 建築表彰部門（公益目的事業2）

優れた建築物やまちなみを表彰し広く公表することにより、建築文化の向上並びに地域社会の健全な発展を図る事業。

### ③ 研修部門（公益目的事業3）

建築士のための継続能力開発（CPD）制度の普及、専攻建築士認定、研修会・見学会の開催等による建築士の資質向上に関する一連の育成業務を本会が実施することにより、府民の利益の擁護及び増進を図る事業。

### ④ 記念行事部門

2025年建築士会全国大会「おおさか大会」の企画・運営。

## 主な活動内容

- ① 本会の運営全般（本会の発展に資する施策の立案・実施）
- ② 本会の財務全般（財政健全化政策の検討及び各部門への実行指示）
- ③ 定時総会及び理事会の運営
- ④ 理事及び監事候補者推薦委員会の運営
- ⑤ 会員表彰の推薦（名誉会員称号、栄誉会員表彰、永年会員表彰）
- ⑥ 対外表彰の推薦（叙勲、褒章、大臣、知事の各表彰、日本建築士会連合会表彰）
- ⑦ 行政庁・建築団体等との協定
- ⑧ 行政庁・公益団体等への派遣委員の推薦
- ⑨ 大阪府及び府内市町村の首長等との面談
- ⑩ 在阪建築4団体会長・支部長による意見交換会
- ⑪ 在阪建築15団体との交流（午餐会、新年交礼会）
- ⑫ 建築専門新聞社との意見交換会
- ⑬ 消費者団体との意見交換会
- ⑭ 日本建築士会連合会及び近畿建築士会協議会との運営協議
- ⑮ その他、本会の団体運営に係る必要と思われる活動



運営会議では、公益目的事業の一環として、建築士試験に係る業務を受託して実施しています。

## ① 建築士試験業務

本会は建築士の資格団体として、建築士試験に関する業務を国土交通大臣及び都道府県知事の指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターから、大阪府内における一級・二級・木造建築士の試験業務を受託して実施しています。

## ② 建築士試験合格者の名簿登録・閲覧等業務

本会は、二級・木造建築士は大阪府知事から大阪府指定登録機関の指定を受け、一級建築士は国土交通大臣の中央指定機関である公益社団法人日本建築士会連合会から受託して、それぞれ建築士試験に合格した者の建築士名簿への登録業務、並びに建築士の資格の有無、処分の有無、定期講習の履歴事項等に係る大阪府内での閲覧等の業務を実施しています。